

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人

2. 氏名／団体名：非公開

3. 連絡先：非公開

4. ご意見：

(1)「手続きのオンライン化」ではなく、新しいオンラインサービスを作る

電子政府サービスは、「電子申請」が中心ではありません。「双方向性のある情報提供」を軸にして、新しいサービスを作るつもりで取り組んでください。

(2)個人情報自己コントロール権の暴走に注意

「個人情報自己コントロール権(自己情報コントロール権)」が独り歩きしないよう、その表現に注意しながら、データ連携や情報共有を進めてください。

(3)国民ID制度の整備は、市町村との連携・共同が不可欠

国民ID制度、特にその利用については、基礎自治体を中心に議論することで実務に耐え得る仕組み、住民サービスの向上に繋がる仕組みにしてください。

また、各自治体で個別に管理している住民データベースの統合や、業務システムの全国共同利用など、データ連携(国と自治体、自治体間、官と民など)が円滑になる国全体の情報システムの全体像を描いてください。

(4)政府CIOには一定の独立性、人事・予算権を

政治主導で電子政府を推進することに異論はありませんが、CIO の役割には「省益と政治家から電子政府を守ること」も含まれますので、一定の独立性を確保してください。

また、現行の CIO 補佐官は、各省庁に所属する形ではなく、政府 CIO の配下に属するようにして、自治体 CIO との連携も密に行ってください。

(5)「サーバの日本国内設置」よりも、相互協定の締結を

既に多くの企業が国外ベンダーのクラウドサービスを利用し、一部の政府系機関も利用している中で、政府機関だけ「日本国内」にこだわっても意味がありません。

クラウドサービス利用のルールを整備して、利用状況を把握する仕組みを作ると共に海外のサーバ設置国とデータの管理や保護について相互協定を結ぶことを急いでください。

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

1. 重点施策の中で特に優先的に取り組むべきものは何か。

(2)地域の絆の再生

○全国どこでも過去の診療情報に基づいた医療を受けられるとともに、個人が健康管理に取り組める環境を実現するため、国民が自らの健康・医療情報を電子的に管理・活用するための全国レベルの情報提供サービスを創出する。

また、匿名化されたレセプト情報等を一元的なデータベースとして官民で集約し、広く医療の標準化・効率化及びサービスの向上に活用可能とする。

(理由) 現在の医療提供体制、医療制度、診療報酬体系などを抜本的に改革することなく、単に社会保障費を増加させても、負担増に見合う、安心・安全の医療が受けられるか大いに疑問があります。負担増の前に、まずは社会保障全体の無駄を省くことが大切だと思います。その後、必要な分野には大胆に財源を投入して、国民が安心できる医療・介護制度を構築すべきと考えます。更に、今以上の高負担でも構わないと多くの国民が望むなら、消費税を社会保障費のための目的税にすることなどについて、経済情勢などを鑑みながら時間を掛けて慎重に議論するべきではないかと考えます。

具体的には、診療報酬改定を審議する中医協を国民のための議論の場とするための抜本的改革、年収二千数百万円という開業医の診療報酬の大幅な引き下げや診療報酬支払の審査方法を変えることで過剰診療を減らすことなどで、医療費の無駄を大幅に削減できると考えます。

全国どこでも過去の診療情報に基づいた医療を受けられるとともに、個人が健康管理に取り組める環境を実現するため、国民が自らの健康・医療情報を電子的に管理・活用するための全国レベルの情報提供サービスを創出する。ことにより、治療中心の医療から、疾病の予防を重視した医療制度・診療報酬体系に切り換え、自己責任で予防効果が期待できる生活習慣病や風邪のような軽費医療など疾病によっては保険免責制の導入も必要だと思います。それらにより削減できた医療費を、国民が真に必要としているのに不足している分野に回すことで、国民に更なる負担増を強いることなく、安心・安全の医療・介護制度を構築できると考えます。

このように医療に対する国民の不安や不満は、医療費の無駄を省くことで、国民が必要とする医療提供体制を確立することで解消できると考えます。

例えば、平成 17 年 12 月内閣府「構造改革評価報告書5 医療制度改革」には、

「同種の病気や治療行為であっても、地域によって投薬の量や検査回数などに違いがあり、この格差を半分に縮小することにより総医療費は 14.9%(3兆6000億円)減少する。」とあります。匿名化されたレセプト情報等を一元的なデータベースとして官民で集約し、広く医療の標準化・効率化及びサービスの向上に活用して削減できた財源を不足している医療に有効に活用して、国民の不安や不満を解消しては如何でしょうか。

2. 各重点施策についてそれぞれどのような目標・スケジュールを設定して取り組むべきか。

先ず優先順位を決め、総合的に目標とスケジュールを設定すべき。

3. 各重点施策の推進にあたって取り組むべき課題、留意すべき点は何か。

各重点施策共通の課題は、国民の視点と効率化を重視すること。留意すべき点は、反対する業界や団体の圧力に屈して政治決着を図ろうとすること。

4. その他

旧政権時代のいわゆる族議員や縦割り行政を打破して、国民のために頑張ってほしいと思います。

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

【重点施策3について】

国民 ID 制度の整備については大賛成です。既存の住基ネットの仕組みを利用し、プライバシー保護のため「セクトラル方式(オーストリア方式)」による国民 ID の仕組みを構築していただきたいと思います。

ただし、「自己に関する情報の活用について、本人が監視・コントロールできる制度及びシステムを整備する」は、決して望ましいものではありません。

「自己に関する情報の活用について、(公共の福祉に反しない範囲において)本人が確認できる制度及び仕組み」とすべきです。

(理由)

プライバシー権を、「自己情報コントロール権」とあるという説は、裁判で公式に認められていないが、日本では通説であり、多くの学者、法曹関係者が支持していることは周知の通りであります。

しかし、世界的にみると、自己情報コントロール権＝プライバシー権という考え方は主流ではなく、むしろ異説に近いものです。(詳細は、青柳武彦『情報化時代のプライバシー研究』をご参照ください)

また、周知のとおり、行政機関がその業務のために行う個人情報の収集、蓄積、利用はプライバシーの侵害になりません。

たとえば、国税庁による個人の資産や所得の把握は国を維持するためには必須であります。

仮に、政府が保有する情報について自己情報コントロール権を認めた場合、どこまで利用拒否、情報修正を認めるかが問題になり、また、その行政コストも多大なものとなることが予想されます。(犯罪者が警察の持つ情報の修正を要求した場合、どのような手続になるのでしょうか？ また犯罪捜査中の自己データの開示、修正要求はどうなるのでしょうか)

公共の利益は、プライバシー権に優先します。一般的にプライバシー権の根拠は憲法 13 条であるというのが一般的だと思いますが、そこには「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあります。

プライバシー保護は重要ですが、最高裁も認めていない、自己情報コントロール権を、政府自らが認めるような施策を進めることは、将来に禍根を残します。

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人

2. 氏名／団体名：非公開

3. 連絡先：非公開

4. ご意見：

・（行政保有する情報の公開について）

これまでも行政情報の公開が行われてきていますが、次のような問題点があります。

－各担当部局毎に別のサイトで公開されていることが多く、どこにどのような情報が存在するのかがわかりにくくなっています。とくに約 1,800 存在する市町村の情報をまとめて集めようとする、大変な手間がかかります。（市町村毎に公開されている情報の内容、形式などもバラバラです。）

ワンストップで各種の情報にアクセスできるようにしていただけると情報収集の手間が大幅に簡略化されます。

－情報が更新されると古い情報は破棄されてしまうことが多く、昔の情報の入手が困難になっています。

過去の情報についても、ワンストップでアクセスできるようになることを希望します。

－位置に関する情報が多数存在します（交通渋滞や道路工事情報、災害情報等）が、位置を特定できる情報が付加されていない場合があります、地図に落とすことが困難になっています。

必ずしも緯度・経度、座標が必要というわけではなく、住所あるいは路線名などがきちんと記載されているだけでも場所の特定が容易になります。

－文書や図面が pdf で公開されていることが多いようですが、pdf では再利用が難しい場合があります。pdf に対してセキュリティの設定がなされている場合もあり、再利用をさらに困難にしています。

したがって、できるだけ再利用が容易なテキスト、CSV 形式などでの公開を希望します。（エクセルなど特定のソフトに依存するファイル形式もあまり好ましいとはいえません。）

・（高齢者の社会参画について）

－バリアフリーマップ、車いすで利用できるトイレなどの情報はこれまで NPO 等が中心になって収集してきていますが、全国レベルでこうした情報を収集・公開し、更新していくには行政の関与が欠かせないと思います。

・（人やモノの移動のグリーン化）

－資料3「具体的な取組(例)」をみると、施策が掲げられていますが、自動車につい

での対策が主体であるように見受けられます。自動車対策に加えて、公共交通についても積極的な利用促進をはかる必要があると思います。

とくに、地方部では公共交通の衰退が著しく、自動車がないと外出もままならないような状況になってきており、高齢者等の社会参画を推進する上でも公共交通のてこ入れが必要だと思います。

以上

「新たな情報通信技術戦略の策定」の意見

地域の絆の再生の施策で ホワイトスペースの活用案で留意する点

- 1) 自治体が仮想移動体通信事業者(MVNO)の資格で地域デジタルサイネージ事業する為の低コストで運用するデータ通信伝送路として使う価値がある。(但しバックボーンはひかり通信を使い、ラスト 1 マイルだけ空き無線を使う)
- 2) 自治体がクラウド設計の放映サーバを立ち上げて、低コストで庁舎内のサイネージ端末に編成したコンテンツを配信するデジタルサイネージサービスを行うモデルを創出出来る。
- 3) 移動体通信費と配信費がワンセットのサイネージサービス料金を今の携帯料金並み 3 千円程度で実現する為、ホワイトスペースの電波料を極力安く解放すべきである。
- 4) 自治体が公益事業として行うのだから、一般企業や店舗事業者のサイネージ端末にも配信・放映するサイネージサービスを放映事業として展開することを認めるべきである。多数の当端末(1 千台以上)がまとまれば、必然課金広告媒体事業も併せて成立して行くのだが、民間企業に提供されるこの新規通信サービスの利活用が既存キャリアの思惑で規制されたり、制限される事があってはならないと主張する。

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：法人
2. 氏名／団体名：株式会社ピスク
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

重点施策①及び⑤に関連して、IT戦略における重要なコンテンツとして「登記情報」を取り扱うことの有用性について、意見を述べたいと思います。

不動産及び商業登記制度等の下、登記所に蓄積されている登記情報は、社会生活における様々な場面において重要な役割を果たしていることはご存知のとおりです。現状、国民が登記所から登記情報を取得するための一般的な方法には「登記事項証明書の取得」及び「登記情報提供システムの利用」がありますが、ここに大きな問題があります。

第1の問題点は、登記情報の保管・再利用を目的として電子化を行うためには、得られた登記情報を改めて手作業等で入力し直す必要がある点です。ちなみに登記情報提供システムにおいては、インターネットを通じて登記情報を獲得できるにも関わらず、テキストデータではなく、あくまで画像データとして配信される仕組みとなっています。

第2の問題点は、登記情報は申請された登記内容が時系列に逐次羅列されただけのものなので、単に取得しただけではその正確な内容を把握するのに多大な労力を要する点です。

これらの問題点を解決するには、登記情報提供システムを改修し登記情報をテキストデータとしてダウンロード可能に改善するだけでなく、それによって弊社のような民間事業者が第2の問題点を解決するソフトウェアを開発することで、登記情報の合理的かつ積極的な利用が図られ、登記情報を大量に扱う金融機関、不動産関連企業、各種士業等において絶大な威力を発揮することになります。また、登記情報の新たな活用方法について考案する民間事業者が登場することも期待でき、新たな新事業が創出される可能性もあります。

では何故、もともと登記所において登記情報はテキストデータとして保有されているにも関わらず、登記情報提供システムはテキストデータとしてダウンロード不可能な仕組みを採用しているのでしょうか。かつて法務省の行ったパブリックコメントにおいて「登記情報の内容はテキストデータとして利用できるようにすべき」との意見が出された際に、法務省側は「登記情報の公開の観点に照らすと、登記情報の改ざんに繋がる問題であり、それを認めることは困難である」と回答されています。登記情報改ざんの恐れがテキストダウンロードを阻む理由とお考えのように思えますが、本当にそうでしょうか。

登記情報提供サービスHP上の「よくあるご質問」には次のように述べられています。

『画面に表示された登記情報を印刷しても、その書面には登記官の認証文が付されないため、登記事項証明書のような証明力はありません。画面に表示された情報は請求時の最新情報ですが、利用者が登記所で閲覧を行い、「登記事項の全部をメモした」ものと同程度の情報に過ぎません。』つまり、登記情報提供システムから取得される情報については元来証明力はなく、「改ざん」という問題を考慮する必要は一切ないということが分かります。

長年に亘り多くの関係者の弛まぬ努力によって蓄積されてきた登記情報は、良質かつ有用なコンテンツとして現に存在しています。これをITを用いてより有効に活用する道を開けば、我が国特有のアドバンテージとして国民全体に利益をもたらすものと確信します。

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

・重点施策の中で特に優先的に取り組むべきものは何か。

提示されている課題はどれも重要な課題ですが、敢えて挙げると第3の柱うち、高度 IT 人材育成に関しての外国人への日本語能力育成の課題を挙げます。私はハノイ工科大学での ICT 人材育成 (HEDSPI) プロジェクトおよびアジア人財育成プロジェクトに関わって仕事をした経験から、この課題の重要性を強調します。ご存知のように英語教育は永くかつ広範囲の経験からさまざまなノウハウが蓄積され、多くの教師が育っていますが、日本語教育は、カルチャースクールの文化活動の域を出ていません。近年、IT 人材、医療介護スタッフなど外国人への日本語教育が始まっていますが、十分な成果どころか、最低限の役割も果たしていない現状は広く報道されています。その理由の1つに日本語教師がいまだに「文系出身者」で占められ、文系的発想で進められている現状があります。しかし、学んでいるのは理系の学生です。理系と文系の発想の違いは非常に大きく、文系的発想で作られた教育プランで理系学生を教えると、非常に時間がかかったり、中途脱落者が続出することが分かっています。日本人が外国人に対してしっかりした日本語教育ができるようになることは日本政府の責務であると思っています。

・各重点施策についてそれぞれどのような目標・スケジュールを設定して取り組むべきか。

- (1) IT 人材に対する日本語教育の現状と問題点を広く調査する。
 - (2) 理系学生に対する日本語教育の在り方と進め方を確立する
 - (3) それを基に、IT 人材育成ような日本語教科書を作成する
 - (4) IT 日本語が教えられる日本人教師を育成する
- (1)・(2)は1年次、(3)の2・3年次、(4)3・4年次、

・各重点施策の推進にあたって取り組むべき課題、留意すべき点は何か。

- (1) 単純に「日本語教育協会」などに丸投げしないこと、そうなれば何も変わらない。IT 日本語を教えた経験のある人を中心にする
- (2) 近年の自然言語処理の研究成果を十分に活用すること
- (3) 日本語教育の視点からのコーパスの構築を並行して進めること

・重点施策の中で特に優先的に取り組むべきものは何か。

もう一つ重要課題として、言語バリアの視点からの「ユニバーサルデザイン」の課題を挙げます。現在、ユニバーサルデザインは、ドキュメントとくに Web ページのレイアウト、フォント、色などのいわゆるデザインが重点で行われていますが、言語障壁の除去はそれ以上に重要な課題です。刑法の口語化や保険契約書の契約者向け改善などにその方向は向かっていますが、これではユニバーサルデザインの基本思想は実現できません。わが国には、自然言語処理において非常に優れは成果を出している国で、特にアジア言語に関してはわが国に取り組みが他のアジアの国の研究をリードしています。この優位性をアジアの協力基盤の確立に使うことは極めて重要な課題だと思っています。(機械翻訳というある意味では閉塞感のある古い課題も、ユニバーサルデザインという視点から見れば斬新な緊急性のある課題だと思っています)

・各重点施策についてそれぞれどのような目標・スケジュールを設定して取り組むべきか。

- (1) 中国語、日本語、韓国語、ベトナム語および英語の5カ国並列コーパスを作成し、公開する(これまでの並列コーパスは2カ国で、これでは相互にしか変換できません。一気に5カ国を並列化することで、その可能性や応用は広がります。)
- (2) このコーパスを使ったさまざまな応用(機械翻訳、多言語新聞、多言語チャット、多言語 Web ページ、多言語ドキュメントなど)の技術を開発する。
- (3) これらの技術を使った具体的な事業を展開する(1)は1-3年次、(2)の2-5年次、(4)3-5年次、

・各重点施策の推進にあたって取り組むべき課題、留意すべき点は何か。

- (1) このプロジェクトは日本だけではできません。少なくとも中日韓越の4カ国の協力を得て、国際プロジェクトにする必要があります。
- (2) このとき日本語教育への応用も視野に入れること

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

国民主導を目指される意気込みに敬意を表します。

しかしながら、その手段として行政で今以上に IT を使うのは、現時点では誤りと思います。

確かに、今回の報告書案を決められた方々は IT に詳しいでしょう。

ただ、残念ながら、政治家や行政官の皆様は、高度な IT を使いこなせていないと見受けられます。

つまり、報告書案策定者は専門家ですが、案の目標を使いこなす水準に、政治家や行政の側が達していないと考えられます。

現状で IT 推進をうたうと、目的である国民主導を見失い、IT 企業による IT 売り込み、売上げのための突破口として利用されて終わりになる可能性を懸念します。

ですので、本報告書案を確定すること自体に反対します。

本案は、政治家や行政が IT を使いこなせるようになってから決めるのがよいと思います。

たとえば、参議院での代理投票問題。

この問題は、高度な電子技術を用いた押しボタン投票システムを悪い意味で使いこなし、結果として魔がさして悪用したものです。

悪用者は、選挙で選ばれた国会議員です。総理や大臣になる資格のある方です。

このような方々が行政の長となるわけですから、高度な電子技術を行政導入しても、彼らが国民主導のために正しく使いこなすのは困難と存じます。

もうひとつ実例を挙げます。

政府のポータルサイト、電子政府の総合窓口は、3月28日に改装され、いわゆるリニューアルとなりました。

当然、国民主導の観点からは、情報開示が促進されていてしかるべきです。

しかしながら、実際には、4月3日現在、電子政府の総合窓口の情報開示が後退しました。

具体的には、パブリックコメント公開のページにつき、旧システムでは日付検索が充実していたのに、新システムでは削られてしまいました。

パブリックコメント欄は、行政による法令改正を観察するのに、国民にとって、とても重要な役割を持っています。

パブリックコメントは、意見募集題名が「なぞなぞ」のように分かりにくいものが多く、

また、案件によっては、同じ題名のもので内容の全く違うものが毎月のように公表されるものがあります。

そのようなものを正確に検索して国民主導で行政の法令改正を観察するのに、日付、期間指定で、特定時期のパブリックコメントを検索するのは、とても重要なことです。

現状の行政は、そのことを理解しておらず、検索機能から、日付指定を削りました（4月3日現在）。

それどころか、行政縦割りを想起させる、行政分野別の検索という、個人的には意義を感じにくいものを代わりに導入しました。

現在の政策は府省横断的なものが多いので、行政のご判断による行政分野のタグ付け情報は、あまり意味を持ちません。

これは、国民視点とは考えにくく、相変わらず、行政供給者側の視点といえる可能性があります。

現状で、ITの税金の使い方が国民主導になっていない、特に、電子政府のパブリックコメント欄のように、最も国民目線でなければならない場所でさえ、国民視点が減ってしまった改装を現在進行形で実行してしまうような今日において、本報告書案を確定するのは無謀であると思います。行政は、必ずしも目標を使いこなせないと存じます。

目標を高く掲げても、現状の行政はその目標を使いこなせないのでは、意味がありません。

したがって、今回の案は廃止し、改めて、現状の行政が使いこなせる水準の目標を策定しなおすことを提案いたします。

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

「(1)国民本位の電子行政の実現」に関する、特に留意すべき点について

引用1：韓国における行政情報の共同利用(2009/1/15)

http://e-public.nttdata.co.jp/f/repo/597_a0901/a0901.aspx

「まず注目されるのは類似する行政情報の重複保有を禁止していることである。」

まず留意していただきたいことは、こんなことが日本で本当に可能なのか、ということである。このことをまず十分に認識したうえで、方針を決定して欲しい。

引用2：韓国における住民登録番号と住民登録証(IDカード)(2008/12/11)

http://e-public.nttdata.co.jp/f/repo/592_a0812/a0812.aspx

「国民の住民情報を国家で一元管理して、行政機関間で共有できれば便利であろうとは、発想は出来ても実行は、日本では相当に難しい。」

まさしく、そのとおりなのである。

引用3：韓国の自治体窓口IT化、国主導の統一システムを利用して効率化(2008/10/24)

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20081020/317321/?ST=govtech&P=2>

「区役所内には61台のKIOSK端末が設置されており、住民は窓口と並ぶよりKIOSK端末を利用することの方が多という。(中略)かつて省庁のシステムが縦割りだったときは、KIOSK端末も業務の数に応じた機種が並んでいた。しかし、各省のシステムが中央の政府統合電算センターに統合されることにより、1種類のKIOSK端末で43種類の行政サービスが利用できるようになった。」

この分析にあるとおり、官庁間で類似する行政情報の重複保有を禁止できなければ、すなわち、「官庁間の行政情報の一元化」ができなければ、こんなことはできない。行政間の情報共有もできないで、民間等との連携を考えると無駄である。連携するシステムの標準化という前提ができないから、民間は所管庁ごとのシステムを用意するほかなくなり、連携をあきらめざるをえないのである。

不動産に関する情報に限っても、その所管庁は、法務省・国交省・総務省・・・と多岐にわたる。行政情報の一元化は「幻」である。現状では、一元化どころか、連動させることすらままならない。相互連動システムの基盤である「職員等利用者認証業務」の業務・システム最適化すら、全く進んでいないからである。

『共通コードの導入により、自己の情報が行政機関でどう取り扱われているかを知ることができるようになり、「管理される」よりむしろ「行政を監視」しつつ「自己の情報を自己管理する」ためのツールであると捉える発想の転換をするべきである。』

といったお題目だけ言っても、それを実現できる目処すら立たないのである。

(結論)

IT戦略とは、行政改革である。

少なくとも電子行政とは、行政改革そのものである。

行政改革すなわち、行政の合理化を伴わないIT戦略(電子行政)など、無駄遣いの言い訳にすぎない。

「行政改革のためのIT戦略なんだ」との前提がない(法律上の規制がない)日本では、情報一元化による行政改革は不可能だから、IT戦略なканずく電子行政を闇雲に推進することは全くの無駄である。

日本では、情報一元化による行政改革はできないのだから、それをできると偽って、IT戦略を構築するべきではないし、「国民共通コード=国民ID」など導入するべきではない。

それでもなお、ITによる情報利用(電子行政)を推進するなら、まずは、以下の問題の解決にあたるべきである。

第一に、文字コードを統一すべきである。JIS第一水準・第二水準以外の文字(外字)を統一しなければ、データの標準化も、システムの標準化も、その先の情報利用もできないからである。すでにある文字セット(戸籍統一文字)に統一すべきである。少なくとも、これ以上外字を増やすべきではない。外字はもっと制限され、統一されるべきである。

第二に、すでに情報化している行政情報を当たり前のように利用できるようにするべきである。たとえば現状では、登記申請をするときに、情報化している登記情報すら利用できない。登記官は全国すべての不動産・商業法人登記の登記情報をオンラインで確認できるのに、登記申請するときには、その情報を重ねて提供しなければならない。同一官庁の所管する情報であるにもかかわらず、不動産の登記事項証明書も、会社法人の代表者の資格証明書も、添付を省略できないのである。また、たとえば、登記事項証明書はオンラインで取得できるが、登記事項証明書を取得できる自動販売機はひとつもない。オンラインで取得できて、自動販売機で取得できないはずはない。情報化したのに、未だに証明書の交付事務すら、すべて人手に頼っているのである。これでは何のために情報化したのかわからない。こんな馬鹿げた話ではお話にならない。ITによる情報利用を促進するなら、まずはこのような当たり前のことを、当たり前のようにする必要がある。

第三に、公的個人認証を民間取引に直接利用できるようにするべきである。官のための制度ではなく、利用者のためのインフラにするべきである。公的個人認証(電子署名)の有効性が官にしかできない現状では、絶対に公的個人認証(電子署名)は普及しない。誰でも簡単にその有効性が確認できなければ、すなわち、公的個人認

証を印鑑証明書のように直接民間取引で利用できてこそ、その基礎である「全国統一」の住基ネットを維持する意味があるのである。

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

重点施策6

地域の絆の再生：全国どこでも過去の診療情報に基づいた医療を受けられるとともに、個人が健康管理に取り組める環境を実現するため、国民が自らの健康・医療情報を電子的に管理・活用するための全国レベルの情報提供サービスを創出する。

上記の施策を推進するにあたり、「乳幼児」など子供の視点も含めて、健康・医療情報の電子的管理・活用について具体化すべきと考えます。

参考資料2「重点施策の具体的な取組例との対応表」を拝見すると、「成人に対する治療」を対象として施策が検討されている印象を受けます。

「コンクリートから人へ」という基本理念のもと、また、子供に焦点を当てた政策を実行している現在の政府において、IT戦略を打ち出す際にも、教育だけではなく、子供の健康に対しても施策を検討すべきではないかと考えます。

具体的な施策として「電子版母子手帳」が挙げられます。「電子版母子手帳」は、これまでも議論され、また、総務省のモデル事業として岩手県遠野市などで取り組まれてきています。「電子版母子手帳」の導入は子供の健康維持・向上だけでなく、婚姻届、出生届、様々な手当など煩雑な手続きの申請をインターネット上でできる仕組みと併せて整備するれば、女性の負担を軽減し、「少子化対策」につながるものと考えられます。

「母子手帳」は、途上国援助の施策として東南アジアなどで積極的に受け入れられています。その一方で、「母子手帳」があり、また、医療水準が高いはずの日本が「麻疹輸出国」という汚名を着せられています。国際的観点から考えても、世界の手本となるべく、「電子版」へ一歩前進すべきではないでしょうか。

「電子版母子手帳」導入に際しては、健康維持・向上を所管する「厚労省」、地方自治を所管する「総務省」、IT産業を含めた産業政策を所管する「経産省」、外交を所管する「外務省」など、各省の連携が必要であり、もし、実現すれば、縦割りといわれてきた行政を新政権は一新したという証拠を示すことにもなるのではないかと考えられます。

是非、「子供」の健康・医療情報の電子的管理・活用を考慮し、IT戦略の施策の詳細をご検討下さいますようお願い致します。

以上